



栃木県公報

平成26年
6月20日(金)
第2590号

目次

告示

- 栃木県一般会計補正予算..... 541
- 当せん金付証券の発売..... 544
- 予定保安林..... 547
- 指定施業要件変更予定保安林..... 548
- 特定計量器の定期検査の実施..... 549
- 土地改良区の土地改良事業計画変更の認可..... 551
- 道路の区域の変更..... 552
- 都市計画事業計画の変更認可..... 552
- 同..... 552

公告

- 種畜証明書の交付..... 553
- 土地改良区連合役員 の退就任..... 555
- 開発行為の工事完了..... 556

調達等公告

- プロモーション業務に係る提案書の提出に関する公告（特定調達公告）..... 556

宇都宮市街地開発組合

- 宇都宮市街地開発組合財政事情の公表..... 558

告示

栃木県告示第296号

平成26年度栃木県一般会計補正予算（第2号）については、平成26年6月17日成立したので、その要領を次のとおり公表する。

平成26年6月20日

栃木県知事 福田 富一

平成26年度栃木県一般会計補正予算（第2号）

今回の補正予算は、平成26年2月中旬の大雪及び4月中旬の林野火災により被害を受けた森林等の復旧や、国の経済対策に係る事業の速やかな執行を図るなど、当面する緊要な課題に、適切に対処することとして編成したものである。

補正予算の総額は、7億6,279万円の増額となり、既定予算が7,821億5,366万円であったので、補正後の予算総額は、7,829億1,645万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳並びに主な事業の内容は、それぞれ次のとおりである。

(1) 歳入 (単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 県 税	215,000,000		215,000,000
2 地方消費税清算金	47,923,000		47,923,000
3 地方譲与税	37,400,000		37,400,000

4	地方特例交付金	800,000		800,000
5	地方交付税	127,115,040		127,115,040
6	交通安全対策特別交付金	700,000		700,000
7	分担金及び負担金	3,508,859		3,508,859
8	使用料及び手数料	7,822,729		7,822,729
9	国庫支出金	91,276,790	318,665	91,595,455
10	財産収入	2,041,589		2,041,589
11	寄附金	61,317		61,317
12	繰入金	34,325,688	91,555	34,417,243
13	繰越金	1,771,570	178,570	1,950,140
14	諸収入	112,807,078		112,807,078
15	県債	99,600,000	174,000	99,774,000
	合 計	782,153,660	762,790	782,916,450

(2) 歳出

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 議会費	1,486,405		1,486,405
2 総務費	31,070,425		31,070,425
3 民生費	92,468,802	5,000	92,473,802
4 衛生費	58,149,480	71,686	58,221,166
5 労働費	6,369,726		6,369,726
6 農林水産業費	43,490,538	510,104	44,000,642
7 商工費	92,474,091		92,474,091
8 土木費	68,611,457		68,611,457
9 警察費	43,181,353		43,181,353
10 教育費	188,871,126		188,871,126
11 災害復旧費	2,785,835	176,000	2,961,835
12 公債費	103,117,422		103,117,422
13 諸支出金	49,277,000		49,277,000
14 予備費	800,000		800,000
合 計	782,153,660	762,790	782,916,450

(3) 歳出(性質別)

(単位 千円)

区分	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 職員費	205,104,709		205,104,709
2 公共事業費	48,371,650	427,055	48,798,705
3 建設事業費	57,621,496	83,049	57,704,545

4	公債償還費	103,117,422		103,117,422
5	主要義務費	110,049,249		110,049,249
6	税交付金等	49,277,000		49,277,000
7	一般行政費	83,877,428	13,506	83,890,934
8	受託事務費	1,603,201	63,180	1,666,381
9	県単補助金	14,120,804		14,120,804
10	県単貸付金	98,552,627		98,552,627
11	災害復旧費	2,705,044	176,000	2,881,044
12	直轄事業負担金	7,753,030		7,753,030
	合計	782,153,660	762,790	782,916,450

部局別主要事業

(単位 千円)

事業名	予算額	説明
〔県民生活部〕 1 働くウーマン応援事業費	5,000	地域女性活躍加速化交付金を活用した、経済団体等との連携による、女性の登用や創業拡大に向けた普及啓発等に要する経費 1 講座等開催費 1,476 2 働くウーマン報告会(仮称)開催費 1,865 ・開催時期 平成26年12月 3 普及啓発事業費 1,659
〔環境森林部〕 2 分散型エネルギーインフラプロジェクト事業費	63,180	国の分散型エネルギーインフラプロジェクトを活用した、コージェネレーション設備の導入に向けたマスタープランの策定に要する経費 ・対象地域 宇都宮清原工業団地
3 森林整備加速化・林業再生基金事業費	83,049	森林整備加速化・林業再生基金を活用した、地域材の利用促進に要する経費の補正 (補正前) 1,580,012 → (補正後) 1,663,061 1 木材加工流通施設等整備費 71,549 2 木質バイオマス利用施設等整備費 11,500
4 公共事業費	427,055	2月中旬の大雪により被害を受けた森林等の災害関連公共事業に要する経費の補正 (補正前) 4,189,754 → (補正後) 4,616,809 1 治山事業費 208,210 2 造林事業費 218,845
5 災害復旧事業費	176,000	2月中旬の大雪及び4月中旬の林野火災により被害を受けた森林等の災害復旧事業に要する経費の補正 (補正前) 289,239 → (補正後) 465,239 1 26年発生県単林道災害復旧事業費 56,000 2 26年発生県単治山災害復旧事業費 120,000 (うち林野火災対応分 25,000)
〔保健福祉部〕 6 地域自殺対策緊急強化基金事業費	8,506	地域自殺対策緊急強化基金を活用した、自殺対策の推進に要する経費の補正 (補正前) 56,997 → (補正後) 65,503 1 人材養成事業費 2,233 2 普及啓発事業費 6,273

栃木県告示第297号

当せん金付証票を次のとおり発売するので、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定により告示する。

平成26年6月20日

栃木県知事 福 田 富 一

I

- 1 名称
第380回地域医療等振興自治宝くじ
- 2 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行
東京都千代田区丸の内1丁目3番3号
- 3 発売の数及び総額
1,000万枚 10億円
- 4 証票金額
1枚 100円
- 5 証票型式
開封式
- 6 発売期間
平成26年8月6日（水）から同月19日（火）まで
- 7 抽せん期日
平成26年8月21日（木）
- 8 当せん金品の支払又は交付の開始期日
平成26年8月26日（火）

9 当せん金品の金額又は種類及び当せんの数

等 級	当せん金	当せん本数
1 等	1,000万円	2本
1等の前後賞	100万円	4本
1等の組違い賞	10万円	198本
2 等	100万円	20本
3 等	10万円	300本
4 等	1万円	3,000本
5 等	5,000円	20,000本
6 等	1,000円	100,000本
7 等	100円	1,000,000本
計		1,123,524本

- 10 その他
 - (1) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金品を受領することができない。
 - (2) 証票は、転売することができない。

II

- 1 名称
第381回地域医療等振興自治宝くじ
- 2 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行
東京都千代田区丸の内1丁目3番3号
- 3 発売の数及び総額
1,000万枚 20億円

- 4 証票金額
1枚 200円
- 5 証票型式
被封式（スクラッチ）
- 6 発売期間
平成26年8月6日（水）から同月19日（火）まで
- 7 当せん金品の支払又は交付の開始期日
平成26年8月6日（水）
- 8 当せん金品の金額又は種類及び当せんの数
- | 等 | 級 | 当せん金 | 当せん本数 |
|---|---|--------|------------|
| 1 | 等 | 100万円 | 200本 |
| 2 | 等 | 10万円 | 400本 |
| 3 | 等 | 1万円 | 4,000本 |
| 4 | 等 | 3,000円 | 100,000本 |
| 5 | 等 | 1,000円 | 137,600本 |
| 6 | 等 | 200円 | 1,000,000本 |
| 計 | | | 1,242,200本 |
- 9 その他
- (1) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金品を受領することができない。
- (2) 証票は、転売することができない。

Ⅲ

- 1 名称
第382回地域医療等振興自治宝くじ
- 2 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行
東京都千代田区丸の内1丁目3番3号
- 3 発売の数及び総額
1,000万枚 20億円
- 4 証票金額
1枚 200円
- 5 証票型式
開封式
- 6 発売期間
平成26年8月13日（水）から同月26日（火）まで
- 7 抽せん期日
平成26年8月28日（木）
- 8 当せん金品の支払又は交付の開始期日
平成26年9月2日（火）
- 9 当せん金品の金額又は種類及び当せんの数
- | 等 | 級 | 当せん金 | 当せん本数 |
|---------|---|---------|--------|
| 1 | 等 | 6,000万円 | 2本 |
| 1等の前後賞 | | 1,000万円 | 4本 |
| 1等の組違い賞 | | 10万円 | 198本 |
| 2 | 等 | 1,000万円 | 7本 |
| 3 | 等 | 100万円 | 100本 |
| 4 | 等 | 10万円 | 1,000本 |

5	等	1万円	10,000本
6	等	2,000円	100,000本
7	等	200円	1,000,000本
	計		1,111,311本

10 その他

- (1) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金品を受領することができない。
- (2) 証票は、転売することができない。

IV

1 名称

第383回地域医療等振興自治宝くじ

2 受託銀行等の名称及び所在地

株式会社みずほ銀行

東京都千代田区丸の内1丁目3番3号

3 発売の数及び総額

1,250万枚 25億円

4 証票金額

1枚 200円

5 証票型式

被封式（スクラッチ）

6 発売期間

平成26年10月1日（水）から同月14日（火）まで

7 当せん金品の支払又は交付の開始期日

平成26年10月1日（水）

8 当せん金品の金額又は種類及び当せんの数

等	級	当せん金	当せん本数
1	等	50万円	500本
2	等	5万円	1,000本
3	等	1万円	2,500本
4	等	3,000円	125,000本
5	等	1,000円	197,000本
6	等	200円	1,250,000本
	計		1,576,000本

9 その他

- (1) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金品を受領することができない。
- (2) 証票は、転売することができない。

V

1 名称

第384回地域医療等振興自治宝くじ

2 受託銀行等の名称及び所在地

株式会社みずほ銀行

東京都千代田区丸の内1丁目3番3号

3 発売の数及び総額

1,500万枚 30億円

4 証票金額

1枚 200円

- 5 証票型式
開封式
- 6 発売期間
平成26年11月5日(水)から同月18日(火)まで
- 7 抽せん期日
平成26年11月20日(木)
- 8 当せん金品の支払又は交付の開始期日
平成26年11月25日(火)
- 9 当せん金品の金額又は種類及び当せんの数
- | 等 級 | 当せん金 | 当せん本数 |
|---------|---------|------------|
| 1 等 | 5,000万円 | 2本 |
| 1等の前後賞 | 1,000万円 | 4本 |
| 1等の組違い賞 | 10万円 | 298本 |
| 2 等 | 1,000万円 | 6本 |
| 3 等 | 100万円 | 150本 |
| 4 等 | 10万円 | 1,500本 |
| 5 等 | 2,000円 | 150,000本 |
| 6 等 | 200円 | 1,500,000本 |
| 健康ハツラツ賞 | 10,000円 | 30,000本 |
| 計 | | 1,681,960本 |

10 その他

- (1) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金品を受領することができない。
- (2) 証票は、転売することができない。

(財政課)

栃木県告示第298号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成26年6月20日

栃木県知事 福田 富一

I

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿沼市入粟野字白ヶ沢896から898まで
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

II

- 1 保安林予定森林の所在場所

那須郡那珂川町片平字立山1205-2、1205-14、1206-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字立山1205-14（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

Ⅲ

1 保安林予定森林の所在場所

那須郡那珂川町馬頭字富士山3092-2（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字富士山3092-2（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

栃木県告示第299号

農林水産大臣から保安林の指定施業要件の変更予定通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年6月20日

栃木県知事 福田 富 一

Ⅰ

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

鹿沼市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

II

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
佐野市（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
佐野市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び佐野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

III

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
栃木市（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
栃木市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び栃木市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第300号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により次のとおり特定計量器の定期検査を行うので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成26年6月20日

栃木県知事 福 田 富 一

1 計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に掲げる特定計量器の定期検査（2の定期検査を除く。）

区 域	期 日		場 所
	年 月 日	時 間	
那須塩原市	平成26年9月3日（水）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	那須塩原市南郷屋4-137 那須塩原市西那須野商工会館
	平成26年9月4日（木）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	平成26年9月5日（金）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	那須塩原市共壘社108-2 那須塩原市役所本庁舎
	平成26年9月8日（月）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	平成26年9月9日（火）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	平成26年9月10日（水）	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後2時30分まで	那須塩原市箭坪347-1 那須塩原市高林活力倍增センター（高林公民館）
	平成26年9月11日（木）	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後2時30分まで	那須塩原市中塩原1-2 那須塩原市役所塩原支所
	平成26年9月12日（金）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	那須塩原市関谷1266-4 那須塩原市ハロープラザ
矢板市	平成26年9月16日（火）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	矢板市片岡2098-3 矢板市片岡公民館
	平成26年9月17日（水）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	矢板市泉428 矢板市泉公民館
	平成26年9月18日（木）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	矢板市本町5-4 矢板市体育館
	平成26年9月19日（金）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
那須烏山市	平成26年9月22日（月）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	那須烏山市岩子6-1 那須烏山市南那須公民館
	平成26年9月24日（水）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	那須烏山市中央2-13-12 那須烏山市烏山体育館
	平成26年9月25日（木）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
那珂川町	平成26年9月26日（金）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	那珂川町馬頭67-1 那珂川町総合体育館
	平成26年9月29日（月）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	平成26年9月30日（火）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	那珂川町小川1065 那珂川町小川総合福祉センター

大田原市	平成26年10月2日(木)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	大田原市湯津上5-1081 大田原市役所湯津上支所
	平成26年10月3日(金)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	大田原市黒羽田町222 大田原市旧黒羽中学校
	平成26年10月6日(月)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	大田原市美原1-1-4 大田原市勤労青少年ホーム
	平成26年10月7日(火)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	平成26年10月8日(水)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	平成26年10月9日(木)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
那須町	平成26年10月10日(金)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	那須町芦野1867-1 那須町役場芦野支所
	平成26年10月14日(火)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	平成26年10月15日(水)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後2時30分まで	那須町湯本199-14 那須町役場湯本支所
那須塩原市 矢板市 那須烏山市 那珂川町 大田原市 那須町	各区域の期日の初日から 平成26年12月25日(木) まで(土曜日、日曜日及 び国民の祝日に関する法 律(昭和23年法律第178 号)に規定する休日を除 く。)	午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時まで	宇都宮市ゆいの杜1-5-64 栃木県計量検定所

2 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項の規定により特定計量器の所在の
場所で行う定期検査

計量法施行令第10条第1項第1号に掲げる特定計量器の定期検査

区 域	期 日
那須塩原市、矢板市	平成26年9月24日(水)から同年12月25日(木)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
那須烏山市、那珂川町	平成26年10月15日(水)から同年12月25日(木)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
大田原市、那須町	平成26年10月22日(水)から同年12月25日(木)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

(産業政策課)

栃木県告示第301号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

平成26年6月20日

栃木県知事 福田 富 一

土地改良区名	事業名	認可年月日
船生土地改良区	土地改良（維持管理）事業	平成26年6月3日

(農地整備課)

栃木県告示第302号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成26年6月20日から同年7月22日まで一般の縦覧に供する。

平成26年6月20日

栃木県知事 福田 富 一

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 那須黒羽茂木線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
27	前	大田原市河原字前堀105-1から 大田原市中野内字中山631-1まで	6.6～9.1	602.8	
	後	大田原市河原字前堀105-1から 大田原市中野内字中山631-1まで	10.2～13.5	602.8	

(道路保全課)

栃木県告示第303号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和46年栃木県告示第1003号足利佐野都市計画下水道事業佐野市公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成26年6月20日

栃木県知事 福田 富 一

1 施行者の名称

佐野市

2 都市計画事業の種類及び名称

足利佐野都市計画下水道事業佐野市公共下水道

3 事業施行期間

昭和46年11月5日～平成27年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和46年栃木県告示第1003号、昭和53年栃木県告示第327号、昭和53年栃木県告示第1032号、昭和60年栃木県告示第220号、昭和62年栃木県告示第371号、平成元年栃木県告示第461号、平成6年栃木県告示第126号、平成8年栃木県告示第220号、平成10年栃木県告示第196号、平成12年栃木県告示第563号、平成15年栃木県告示第139号、平成17年栃木県告示第278号、平成20年栃木県告示第8号、平成23年栃木県告示第131号の事業地に高萩町字石原、鉾田北、鉾田、上アラク及び溜を加え、高萩町字溜ノ西、溜ノ上、古代、上林北、上谷及び屋敷東地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

なし

栃木県告示第304号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成6年栃木県告示第60号足利佐野都市計画下水道事業田沼町公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成26年6月20日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 施行者の名称
佐野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
足利佐野都市計画下水道事業田沼町公共下水道
- 3 事業施行期間
平成5年12月27日～平成27年3月31日
- 4 事業地

(1) 収用の部分

平成6年栃木県告示第60号、平成10年栃木県告示第199号、平成14年栃木県告示第67号、平成17年栃木県告示第279号、平成20年栃木県告示第9号、平成23年栃木県告示第132号の事業地に吉水駅前一丁目の一部を加え、吉水駅前二丁目及び吉水町字馬乗場内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

なし

(都市整備課)

公 告

○種畜証明書の交付

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項本文及び同項第2号の規定による平成26年度定期種畜検査に合格し、種畜証明書の交付を受けた種畜は次のとおりであるので、同法第8条第2項の規定により公示する。

平成26年6月20日

栃木県知事 福 田 富 一

区 分	品 種	証明書 交付番号	名 前	生 年 月 日	飼 養 者	
					住 所	氏 名
肉用牛	黒毛和種	11244867855	気高福光 全和黒14770	平成21年12月30日	日光市川室 188	福田 光明
馬	ハンガリー スポーツ ホース種	21309020001	ヤマト 日馬繁09S00003	平成9年1月1日	那須塩原市寺 子1712番地1	廣田 龍馬
肉用牛	黒毛和種	10857777278	勝福秀60 全和12子栃黒 0857777278	平成24年4月27日	那須塩原市埼 玉76	山崎 廣幸
〃	〃	11245073491	美平国145 全和黒14662	平成20年8月22日	〃	〃
〃	〃	11206330342	乙美津97 全和05子栃黒 1206330342	平成17年4月30日	〃	〃

肉用牛	黒毛和種	11250905404	天安平 全和09子受卵栃黒 1250905404	平成21年9月21日	那須郡那須町 大字寺子丙 3-13	那須町
〃	〃	11340451026	雅勝 全和12子栃黒 1340451026	平成24年9月22日	〃	〃
〃	〃	11301537752	堀勝忠 全和11子栃黒 1301537752	平成23年4月20日	〃	〃
馬	アングロアラブ種	21209030004	オーシャンキング 日軽繁00754	平成5年5月19日	塩谷郡高根沢 町上高根沢 6020	宮内庁 御料牧場
〃	アングロアラブ種	21209030001	フジナミカイドウ 日軽繁00767	平成13年3月31日	〃	〃
〃	クリーブランド・ベイ種	21409030001	カロライナボウツ 日馬繁09S00004	平成19年5月25日	〃	〃
肉用牛	黒毛和種	11217343515	上福菊 全和黒14647	平成20年6月22日	芳賀郡市貝町 大字刈生田 851-1	株式会社ジェ イイーティ ファーム
〃	〃	10857090025	菊光国2006 全和黒原5657	平成23年12月10日	大田原市上奥 沢594	有限会社グ リーンハート ティアンドケ イ
〃	〃	10856888173	忠光国1968 全和黒原5656	平成23年9月28日	〃	〃
〃	〃	10855481108	菊秀福1837 全和10子受卵栃黒 0855481108	平成22年12月30日	〃	〃
〃	〃	11242825222	安久勝1354 全和黒原5181	平成19年11月18日	〃	〃
〃	〃	11006133822	奥北勝 全和黒13991	平成15年7月10日	〃	〃
〃	〃	11200112876	藤茂桜 全和04子島黒191740	平成16年6月6日	〃	〃
〃	〃	11187181339	福王 全和04子受卵島黒 390100	平成16年2月29日	〃	〃
〃	〃	11164380236	第1真志美 全和黒原4597	平成15年12月17日	那須塩原市千 本松799	ホウライ 株式会社
〃	〃	11165219245	与一 全和黒14159	平成17年3月11日	那須塩原市青 木1034	有限会社小林 農産

(畜産振興課)

○土地改良区連合役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区連合の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成26年6月20日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区連合名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
那須野ヶ原土地改良区連合	理 事	澤田 吉夫		那須塩原市鍋掛1092	26. 4 .11	
	〃	助川 悦夫		大田原市小滝287	〃	
	〃	渡辺 喜美	渡辺 喜美	那須塩原市西朝日町15-12	〃	26. 4 .12
	〃	秋元 利男	秋元 利男	〃 共墾社66-58	〃	〃
	〃	高野 廣一	高野 廣一	〃 青木594- 3	〃	〃
	〃	木下 健	木下 健	〃 東三島 3 -41	〃	〃
	〃	木下 巖	木下 巖	〃 三区町621	〃	〃
	〃	印南 洋人	印南 洋人	〃 接骨木93- 1	〃	〃
	〃	君島 圭一	君島 圭一	〃 関谷696	〃	〃
	〃	阿久津倉一	阿久津倉一	〃 箭坪383	〃	〃
	〃	大田原 豊	大田原 豊	〃 鳴内 1 - 1	〃	〃
	〃	相馬 春夫	相馬 春夫	〃 高林2062	〃	〃
	〃	月井 秋夫	月井 秋夫	〃 戸田 6 -14	〃	〃
	〃	阿久津 実	阿久津 実	〃 青木1501	〃	〃
	〃	関谷 眞夫	関谷 眞夫	〃 沼野田和557	〃	〃
	〃	泉 雅夫	泉 雅夫	〃 鍋掛889	〃	〃
	〃	宮澤 英司	宮澤 英司	〃 北赤田316-181	〃	〃
	〃	磯尾 義親	磯尾 義親	大田原市湯津上2940- 2	〃	〃
	〃	磯 紘一	磯 紘一	〃 奥沢197	〃	〃
	〃	生田目美尾	生田目美尾	〃 佐良土2343	〃	〃
	〃	菊地 良作	菊地 良作	〃 蛭田1198	〃	〃
	〃	高橋 勇丞	高橋 勇丞	〃 滝沢437	〃	〃
	〃	熊倉 信一	熊倉 信一	〃 奥沢176	〃	〃
	〃	阿久津憲二	阿久津憲二	那須塩原市油井121	〃	〃
	〃	津久井富雄	津久井富雄	大田原市上奥沢594	〃	〃
	〃		山口 勉	那須塩原市鍋掛1474		〃
	〃		武田 憲一	〃 共墾社 1 - 4 - 9		〃
〃		小山田秀男	大田原市小滝1648		〃	
監 事	榎本 建司	榎本 建司	那須塩原市北二つ室350		26. 4 .11	〃

監 事	井上 徹男	井上 徹男	那須塩原市青木1958	26.4.11	26.4.12
〃	蛭田 衛	蛭田 衛	大田原市新宿601	〃	〃

(農地整備課)

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年 6月20日

栃木県知事 福田 富一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
河内郡上三川町大字多功字下新田447番6	河内郡上三川町しらさぎ三丁目3番地3サイド・バイ・サイドA102	野 沢 智 之
塩谷郡高根沢町大字上高根沢字大龍内3496番2	塩谷郡高根沢町大字上高根沢3495番地	高 根 善 博
真岡市亀山字北久保1032番35	真岡市亀山1032番地7	木 村 武 司 木 村 浩 子
芳賀郡芳賀町大字西水沼字セケンヤ105番1の一部、大字西水沼2935番の一部、2939番1、2940番の一部	東京都千代田区二番町8番地8	株式会社セブンーイレブン・ジャパン
下野市柴字本郷1043番4	下野市駅東四丁目3番10号茜ハイツ203号	梓 沢 孝 行
下都賀郡壬生町大字壬生丁字六美209番1、210番17、210番18、210番19	東京都千代田区大手町二丁目6番3号	J X日鉱日石エネルギー株式会社

(都市計画課)

調 達 等 公 告

○プロモーション業務に係る提案書の提出に関する公告（特定調達公告）

次のとおりプロモーション業務に係る企画提案書（以下「提案書」という。）の提出を招請するので公示する。

平成26年 6月20日

栃木県知事 福田 富一

1 業務内容

(1) 業務名

スカイベリー高級ブランド化プロモーション業務

(2) 業務内容

いちご新品種「スカイベリー」の高級ブランド化に向けたプロモーションの企画、実施及び運営

(3) 履行期間

契約締結の日から平成27年3月20日まで

(4) 提案上限額

44,869,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格及び提案書の審査項目

(1) 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- イ 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- ウ 平成26年6月20日から同年8月27日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- エ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者(同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者(同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

(2) 提案書の審査項目

- ア 提案内容の的確性
- イ 運営手法の確実性
- ウ 提案内容の事業効果性
- エ 費用積算の妥当性

3 手続等

(1) 担当部局

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号
栃木県農政部経済流通課マーケティング対策班
電話 028-623-2299 FAX 028-623-2301 電子メール keizai-ryutu@pref.tochigi.lg.jp

(2) 募集要領及び業務委託仕様書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

平成26年6月20日から同年7月16日まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)の場所において交付する。

(3) 参加表明書等の提出方法、提出場所及び提出期限

ア 提出方法

提案書の提出を希望する者は、募集要領に基づき参加表明書等を作成し、持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

イ 提出場所

(1)の場所に提出すること。

ウ 提出期限

平成26年7月16日午後5時(郵送による提出の場合は、同時刻までに必着とする。)

(4) 提案書の提出方法、提出場所及び提出期限

ア 提出方法

提案書の提出者は、募集要領及び業務委託仕様書に基づき提案書を作成し、持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

イ 提出場所

(1)の場所に提出すること。

ウ 提出期限

平成26年8月27日午後5時(郵送による提出の場合は、同時刻までに必着とする。)

4 その他

- (1) 書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。
- (2) 契約書の作成を要する。

- (3) 提案書に係るプレゼンテーションの審査を行う。
- (4) 詳細は、募集要領及び業務委託仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required:
Promoting high-quality branding of the Skyberry
- (2) Time period to submit forms express interest:
5:00 p.m., July 16, 2014
- (3) Time period to submit proposal documents:
5:00 p.m., August 27, 2014
- (4) Information and documents are available at:
Marketing Strategy Section
Agricultural Economics and Marketing Division
Department of Agriculture
Tochigi Prefecture
1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8501
TEL 028-623-2299

(経済流通課)

宇都宮市街地開発組合

宇都宮市街地開発組合告示第4号

宇都宮市街地開発組合財政事情の公表に関する条例（昭和39年宇都宮市街地開発組合条例第3号）第2条の規定に基づき、宇都宮市街地開発組合の財政事情を次のとおり公表する。

平成26年6月20日

宇都宮市街地開発組合
組合長 福田 富 一

まえがき

この「財政事情」は、宇都宮市街地開発組合の財政状況についてご理解をいただくため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項の規定に基づき、毎年6月と12月に公表しているものです。

なお、この表は平成26年3月31日現在の予算の執行状況であり、5月31日の出納閉鎖日までの確定額ではありません。

1 平成25年度一般会計予算の執行状況

(1) 歳入（平成26年3月31日現在） (単位：円、%)

款	科	目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	調定額に対する 収 入 割 合
1	使用料及び手数料		10,000	10,500	10,500		100.0
2	財 産 収 入		50,580,000	52,590,181	52,590,181		100.0
3	繰 入 金		44,539,000	39,629,972	39,629,972		100.0
4	繰 越 金		100,000	154,196	154,196		100.0
5	諸 収 入		24,000	140,255	140,255		100.0
歳 入 合 計			95,253,000	92,525,104	92,525,104		100.0

(2) 歳出（平成26年3月31日現在） (単位：円、%)

款	科	目	予 算 現 額	支 出 済 額	予 算 残 額	予算現額に対する 支 出 割 合
---	---	---	---------	---------	---------	---------------------

1	議 会 費	2,542,000	2,210,636	331,364	87
2	総 務 費	88,758,000	78,525,057	10,232,943	88.5
3	処 分 管 理 費	3,453,000	2,645,790	807,210	76.6
4	予 備 費	500,000		500,000	
歳 出 合 計		95,253,000	83,381,483	11,871,517	87.5

2 公有財産

(1) 土地及び建物

(単位：㎡)

区 分		平成25年9月30日現在	増 減	平成26年3月31日現在
行政財産	土 地	5,188.10		5,188.10
	建 物	578.02		578.02
普通財産	土 地	100,558.21		100,558.21
	建 物			

(2) 財政調整基金

(単位：円)

区 分		平成25年9月30日現在	増 減	平成26年3月31日現在
1	有 価 証 券	6,325,260,130	△ 30,000,000	6,295,260,130
2	現 金	3,978,068,884	21,721,885	3,999,790,769
合 計		10,303,329,014	△ 8,278,115	10,295,050,899